

市民税・県民税 申告お知らせ号



令和5(2023)年1月15日号

編集・発行／厚木市財務部市民税課
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
TEL.046-225-2010・2011 FAX.046-223-5792
ホームページは [厚木市 市民税・県民税](#) [検索](#)

税 申告は お早めに

目次	2面…厚木税務署からのお知らせ／確定申告書第二表の注意事項
	3面…よくあるお問い合わせ／令和5年度課税明細発送までの大まかなスケジュール
	4面…令和5年度分 市民税・県民税 申告方法のご案内

市民税・県民税の申告は市役所へ 所得税の確定申告は税務署へ

市民税・県民税の申告

期間 2月1日(水)～3月15日(水) (土・日曜、祝日を除く。)

時間 8時30分～17時15分 ☎046-225-2010・2011



申告書の提出

令和5年1月1日に厚木市内在住の方は、市民税・県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は必要ありません。

①税務署へ所得税の確定申告をする

【注意】 公的年金等の収入が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告は不要です。ただし所得税の還付を受ける場合は税務署で確定申告をしてください。

②収入が給与のみで、勤務先から厚木市に給与支払報告書が提出されている

③収入が公的年金等のみで、その他に所得がない

所得税の確定申告が必要ない方でも下記の例に当てはまる方は、市民税・県民税の申告をすると税額が下がる場合があります。

- ①公的年金等から特別徴収されている社会保険料以外に、支払った保険料がある
- ②生命保険料や地震保険料、医療費などの控除がある
- ③年金支払者に届け出ている扶養親族以外に扶養する親族がいるなど、追加・訂正する人的控除がある など

申告する必要があるのか分からない場合は、3面の「令和5年度 税申告簡易判定表」をご

確認ください。

【注意】

- ①申告がない場合は、国民健康保険加入者の保険料の減額判定や各種手当の申請などに影響が出る可能性があります。
- ②非課税所得である遺族年金・障害年金収入のみの方は、市民税・県民税の申告が必要です。
- ③厚木市役所市民税課窓口では所得税の確定申告書の作成及び相談は行っておりません

市民税・県民税申告書の配布時期

令和5年度市民税・県民税の申告書は、1月下旬から市民税課、各公民館、えきちょこ(本厚木駅連絡所)、愛甲石田駅連絡所で配布します。

このほか、昨年度の申告実績をもとに申告の必要性が高いと思われる方には、1月20日頃に申告書を送付します。申告書が届いていない方、必要な方は市民税課(☎225-2010)にお電話ください。

【注意】 所得税の確定申告書も1月下旬から上記の場所で配布しますが、着順のため在庫がなくなり次第終了となります。窓口での配布のみで郵送対応は行っておりませんので、所得税の確定申告書が必要な方は厚木税務署(☎221-3261(代))にお問い合わせください。

確定申告書の提出が遅れると、市民税・県民税の計算に算入できないものがあります

次の項目などは、納税通知書が送達された後に申告した場合、市民税・県民税の計算に算入できませんのでご注意ください。

- ①特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得
- ②上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ③先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
- ④事業専従者控除(青色申告含む)

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択する場合

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の全部を申告不要とする場合は、確定申告書の提出のみで手続きが済みますので、市役所での手続きは不要です(2面参照)。

一部のみ申告不要とする場合は「市民税・県民税の課税方式選択の申告書」(市HPからダウンロードできます)を市民税課に提出する必要があります。

●公民館での申告会場のお知らせ 受付時間 9時～14時●

右記の日程で公民館を巡回して申告の受付を行います。受付時間は9時から14時までです。会場と日程を確認し、お間違いないようご来場ください。なお、会場は大変混雑しますので、郵送またはインターネットでの作成・送信にご協力ください。申告会場の日程や申告書の作成方法などの相談や質問については、市民税課(☎046-225-2010)までお問い合わせください。所得税の確定申告は厚木税務署(☎221-3261(代))での申告・相談をお勧めします。

公民館申告会場日程表

相川公民館	2月14日(火)	睦合南公民館	2月22日(水)
荻野公民館	2月15日(水)	小鮎公民館	2月24日(金)
	2月16日(木)	依知北公民館	2月27日(月)
南毛利公民館	2月20日(月)	睦合西公民館	2月28日(火)
依知南公民館	2月21日(火)	玉川公民館	3月3日(金)

※公民館で申告相談ができるのは、「令和5年度分市民税・県民税の申告」及び「令和4年分所得税の確定申告(年金・給与収入のみの方)」です。年金・給与収入以外の収入がある方、準確定申告などの申告は厚木税務署(☎221-3261(代))へご相談ください。

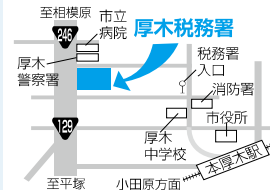
厚木税務署からのお知らせ ～申告書作成会場の開設日程～

期間 2月6日(月)～3月15日(水)

(土・日曜、祝日を除く。2月19日(日)、2月26日(日)は開設します。)

時間 【受付】8時30分～16時 【相談】9時～17時

問 厚木税務署 ☎221-3261(代) 〒243-8577 厚木市水引1-10-7(郵送提出の場合の送付先)



e-Tax申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からのe-Taxをご利用ください～

◇スマホ・パソコンでe-Tax

国税庁ホームページで申告書を作成して、e-Taxで送信すれば、混雑する会場で並んだり、印刷した申告書を郵便で送る手間が必要なくなります。

収入が給与や年金の方などは、スマートフォン専用画面がご利用できます。

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すると支払金額などが自動で入力されるなど利便性が大きく向上!



マイナンバーカードや税務署から発行されたID・パスワードを使って、スマートフォンやパソコンで確定申告書を作成・送信することができます!

- ① 国税庁ホームページにアクセス
- ② 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。
- ③ e-Taxで送信して提出
 - マイナンバーカードを使って送信
 - IDとパスワードで送信

※ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちになり、お近くの税務署へお越しください。

◆税務署へ来場される方◆

◇申告書作成会場では、混雑回避のため入場整理券を配付します

- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを友だち追加していただくことで事前に日時指定の入場整理券を手取できます。
- 入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 還付申告は、5年間提出することができます(令和4年分の確定申告の場合は、令和9年12月31日まで)。

◇申告書作成会場は、感染防止を講じた上で開設します

- 相談の従事者は、マスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

◇税理士による無料申告相談会～申告書を作成できます～

月日	会場	時間
2月2日(木) 2月3日(金)	厚木市文化会館 4階集会室 A・B	受付 9時～15時
2月8日(水) 2月9日(木) 2月10日(金)	愛川町文化会館 3階大会議室	相談 9時30分～16時

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税、個人消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成できます(土地、建物及び株式などの譲渡所得や先物取引、住宅借入金等特別控除初年度、贈与税申告や複雑な相談などを除く)。
- 1月6日(金)からオンラインによる事前申込を受け付けています。詳細につきましては、下記事前申込サイトを参照してください。
なお、電話での受付は行っていませんので、ご注意ください。
- オンラインによる事前申込についてのお問い合わせは、事前申込サイト(☎050-3196-3904)へお願いします。
- 当日入場整理券(受付時間指定)の配付を午前8時30分から行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/tochil15/booking_pages

【事前申込の締切日】
厚木会場：1月30日(月)
愛川会場：2月3日(金)



●確定申告書第二表は市民税・県民税の計算に影響しますので記入後は確認を●

記入箇所

「令和4年分用」確定申告書の例

確定申告第二表の「配偶者や親族に関する事項」及び「住民税に関する事項」欄の記載に不備があると市民税・県民税の決定に影響がありますので、ご注意ください。

- ① **同一生計配偶者及び16歳未満の扶養親族**
該当する方がいる場合は、「配偶者や親族に関する事項」に氏名、生年月日等を記入いただき、住民税の「同一」や「16」の欄に○を記入します。
- ② **寄附金税額控除**
市民税・県民税で控除対象となる寄附金(ふるさと納税など)を申告する場合は、寄附金額を記入します。
- ③ **配当割控除額、株式譲渡所得割控除額**
配当所得や株式等譲渡所得を申告し、源泉徴収された市民税・県民税がある場合は、その金額を「配当割額控除」「株式等譲渡所得割控除額」欄にそれぞれ記入します。
- ④ **特定配当等の全部の申告不要の選択**
特定配当及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について申告不要とする場合、○を記入します。
- ⑤ **給与・公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択**
給与・公的年金等に係る所得以外の所得に対する住民税については、徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合には「特別徴収」欄に○を記入します。給与から差し引かないで納付書などにより自分で納付することを希望する場合には、「自分で納付」に○を記入します。選択がないと、原則全額特別徴収となります。

「配偶者や親族に関する事項」及び「住民税に関する事項」は正しく記入しましょう!

要確認

●市民税・県民税の申告前に確認をしてください●

申告についてよくあるお問い合わせ

Q 申告書がほしい。
A 1面中段をご確認ください。

Q 申告に必要なものが知りたい。
A 4面下段をご確認ください。

Q 申告書の書き方がわからない。
A 市役所から申告書が送付されている方は同封の「手引き」をご確認ください。また、申告書が白紙の場合でも、資料が添付されているときは資料の内容で税額計算を行います。

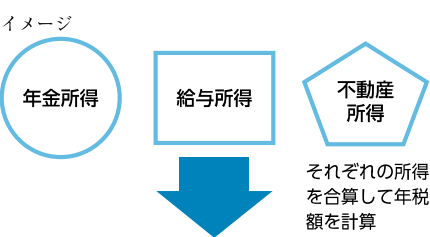
Q マイナンバーは必ず記入しなくてはいいかないか。
A 市民税・県民税の申告をする場合、申告書にマイナンバーの記入とマイナンバーが確認できるもの及び本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。ただし、マイナンバーがわからない場合などは、マイナンバーの記入等がなくても受理します。

Q 扶養に入れる収入の範囲が知りたい。
A 合計所得金額が48万円を超える人を税法上の扶養に入れることはできません。給与収入や年金収入など収入の種類によって所得の求め方は異なります。表1を参考にしてください。給与収入と年金収入など複数の種類の収入がある場合は、それぞれの所得を求めて合算して考えます。

公的年金等からの特別徴収（差し引き）について

税額計算は6月に完了しますが、年金からの特別徴収は税額計算完了前の4月からスタートします。そのため4月、6月、8月の年金から特別徴収される税額は前年の税額を基準に計算されています。本年の税額が反映されるのは10月、12月、2月の年金分からです。また、新たに年金からの特別徴収がスタートする方や、一旦停止した特別徴収が再開する場合は10月の年金分からとなり、前半（4月、6月、8月）に相当する税額は納付書が発行されます。

○複数の種類の収入（所得）がある方
年金収入以外の収入（給与収入や不動産収入等）がある場合は、年金からの特別徴収の他に、納付書の発行や給与から特別徴収が行われることがあります。



年税額（全体の税額）に対する納付方法内訳の一例

年金所得分	給与所得分	不動産所得分
年金から特別徴収	給与から特別徴収	納付書

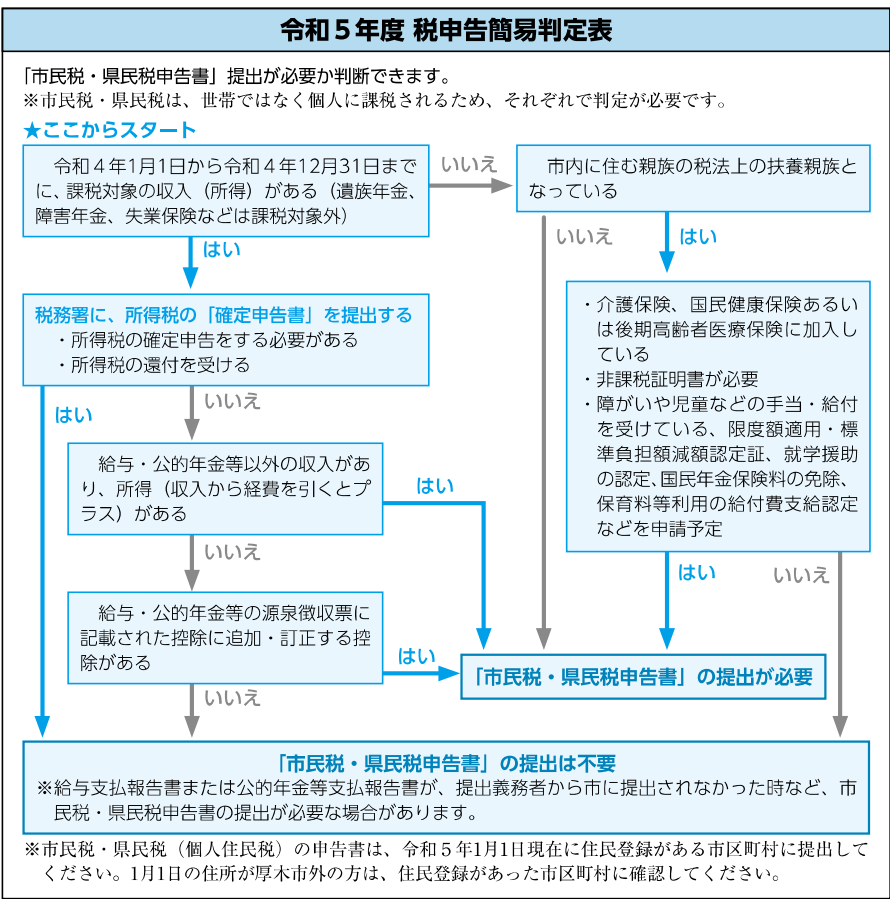


表1 所得計算の一例 ・給与収入と年金収入を合計所得金額にしたときの具体例

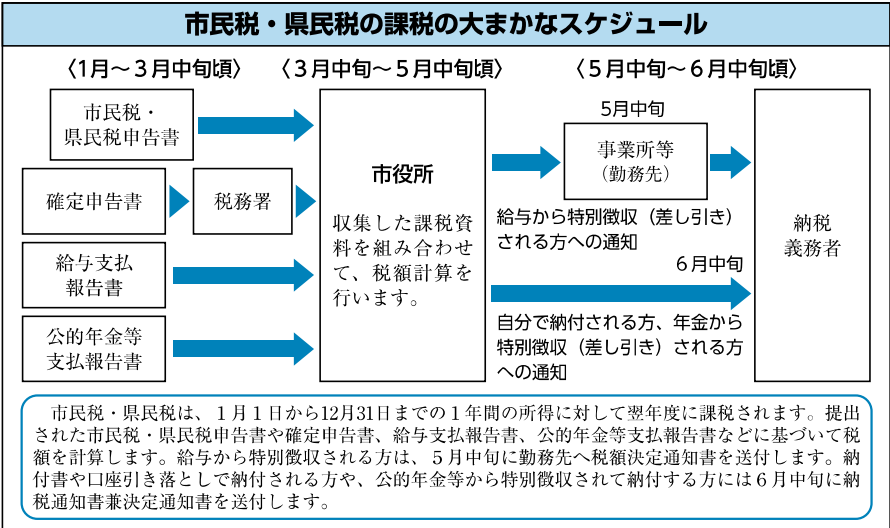
合計所得金額	給与収入のみ	年金収入のみ (65歳未満)	年金収入のみ (65歳以上)
450,000円	1,000,000円	1,050,000円	1,550,000円
480,000円	1,030,000円	1,080,000円	1,580,000円
1,010,000円	1,560,000円	1,713,334円	2,110,000円
1,350,000円	2,043,999円	2,166,667円	2,450,000円

※65歳未満の方は、昭和33年1月2日以降生まれの方、65歳以上の方は、昭和33年1月1日以前生まれの方です。
※配偶者は扶養に入れない場合でも配偶者特別控除が適用できる場合があります。
※税法と健康保険では被扶養者の要件が異なります。健康保険の要件は健康保険組合などに確認してください。

〔参考〕 課税、非課税の判定について（厚木市の場合）
市民税・県民税は、合計所得金額が次の式によって求めた金額以下の場合は均等割が非課税になります。

『35万円×（扶養人数+1）+10万円+（扶養がいる場合21万円）』

つまり、扶養人数が0人の場合合計所得金額が45万円までは非課税になります。扶養人数が1人なら101万円までです。また、本人が未成年、障害者、寡婦、ひとり親である場合は、合計所得金額が135万円までは非課税になります。なお、令和5年度市民税・県民税において未成年となるのは平成17年1月3日以降生まれの方です。



令和5年度分 市民税・県民税 申告方法のご案内

新型コロナ
感染リスク回避

ご自身で申告書を作成できる方

市民税・県民税の申告は

直接お越しただかなくても提出できます



郵送

宛先 〒243-8511 厚木市役所 市民税課 行 ※所在地の記載は省略できます。

※所得税の確定申告書の送付先は厚木税務署（2面参照）です。

- ご自身で市民税・県民税の申告書を作成する方は、郵送で提出することが可能です。市民税・県民税の申告書は、昨年度の申告書を提出された方などに1月20日頃に送付します。
- 返信用封筒（郵送料は市が負担）を同封しますので、郵送での提出にご協力ください。なお、申告書が届いていない方は、市民税課（☎225-2010）にお電話いただければ発送します。

（郵送で提出する場合の注意事項）

- ・投函する前に申告書の記入漏れや添付書類（下部参照）の確認をしてください。
- ・職員が申告内容を確認する場合があるため、申告書の電話番号欄は必ず記載してください。
- ・收受日付印のある申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。



返信用封筒を同封しますので
郵送申告にご協力をお願いします

インターネット

パソコン・スマホで自宅から申告ができます！

手順1

必要書類を準備

給与、年金などの源泉徴収票、
各種控除証明書などを準備

手順2

自宅のパソコンなどで入力

「厚木市住民税試算システム」に
入力し、申告書データを作成

手順3

自宅のパソコンなどで送信

「厚木市電子申請システム」から
申告書データを送信

※電子申告の際には宛名番号が必要です。
（宛名番号は、送付を受けた令和5年度市民税・県民税申告書の右下に記載してある8桁の番号です。）

受付期間 令和5年2月1日から 24時間受付（メンテナンス時間除く。）

詳しくは、ホームページ [厚木市 市民税・県民税電子申告](#) [検索](#)



スマホの方はこちら

職員と対面で相談しながら申告書を作成したい方

公民館及び市民税課窓口（本庁舎2階5番窓口）で受け付けします

- 公民館で申告相談ができるのは、「市民税・県民税の申告」及び「所得税の確定申告（年金・給与収入のみの方）」です。市民税課窓口では、「市民税・県民税の申告」のみ申告相談できます。
- 市民税課窓口は、2月1日から3月15日まで毎日受け付けています（土・日曜、祝日除く）。
- 下部記載の「申告相談に必要なもの」は必ずお持ちください。必要な書類がないと申告書の作成ができない場合があります。
- 申告会場は、コロナ禍における「新しい生活様式」に対応して実施いたします。37.5度以上の発熱がある方や倦怠感など体調の悪い方の来場はご遠慮ください。また、会場内ではマスクの着用とアルコール消毒液による手指の消毒にご協力をお願いします。
- 会場内は定期的に換気を行いますので、体温調整がしやすい服装でお越しください。
- 市民税課の窓口は、3月に入ってからの14時過ぎは例年、比較的空き傾向にあります。この時期に申告されることをお勧めします。
- ご自身で申告書を作成できる方は、郵送またはインターネット申告にご協力をお願いします。



申告相談に必要なもの

- ◆会場で職員と相談しながら申告書を作成する場合は、次の書類をお持ちください。郵送で提出される方は、申告書と添付台紙に各資料を添付して投函をお願いします。※郵送の場合は②と③はコピーをご用意ください。

①市民税・県民税申告書（市から郵送された方）

②顔写真付きの本人確認書類

③マイナンバーがわかるもの

④収入を証明する書類

給与所得者、年金所得者は源泉徴収票または支払者の証明書（ない場合は給与明細や給与が振り込まれる口座の預金通帳）など収入が確認できる書類

⑤控除を証明する書類

社会保険料（右記参照）、生命保険料・地震保険料など各種控除証明書、医療費明細書、寄附金受領書など支払った金額が確認できる書類など

※医療費控除・セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、明細書の添付が必須です。

（社会保険料控除の申告に使用する証明の問合せ先について）

控除対象	証明書等	問合せ先
国民健康保険料	社会保険料納付済額のお知らせ ※発送は1月中旬	☎国保年金課 ☎225-2123
後期高齢者医療保険料		☎国保年金課 ☎225-2223
介護保険料		☎介護福祉課 ☎225-2393
国民年金保険料	国民年金保険料控除証明書	☎国民年金加入者向け ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 ☎厚木年金事務所 ☎223-7171(代)